

事業概要およびこれまでの経緯（工業団地造成事業）

1 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業
(2) 事業者 株式会社 向茂組
代表取締役 向 春美
(3) 事業内容 工場立地法第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業
(4) 事業規模 対象事業実施区域の面積 58.837ha (※1)
(5) 事業実施想定区域 滋賀県蒲生郡日野町大字鳥居平字漆谷 1023 番 外

(※1) 事業面積が 75ha 未満かつ 20ha 以上のため、滋賀県環境影響評価条例の対象事業に該当。

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書段階

- ・配慮書の送付 平成 31 年 1 月 18 日
- ・配慮書の公告・縦覧 平成 31 年 2 月 8 日～3 月 7 日
- ・住民意見の受付 平成 31 年 2 月 8 日～3 月 22 日 (住民意見なし)
- ・第 1 回審査会 平成 31 年 3 月 20 日
- ・第 2 回審査会 令和元年 5 月 17 日 (現地視察)
- ・審査会意見 令和元年 6 月 7 日
- ・知事意見 令和元年 6 月 25 日

(2) 方法書段階

- ・方法書の送付 令和元年 7 月 25 日
- ・方法書の公告・縦覧 令和元年 8 月 9 日～9 月 9 日
- ・住民意見の受付 令和元年 8 月 9 日～9 月 24 日
- ・住民説明会 令和元年 8 月 22 日
- ・第 1 回審査会 令和元年 9 月 5 日

(3) 縦覧について

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 (大津市京町四丁目 1 番 1 号)
- ・滋賀県東近江環境事務所 (東近江市八日市緑町 7 番 23 号)
- ・日野町住民課生活環境交通担当 (蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地)
- ・株式会社向茂組 (東近江市蛇溝町 231 番地)
- ・事業者のウェブサイト (<https://www.mukoshige.com/>)

滋賀県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上） * 風力発電所は、平成21年12月18日から対象事業
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 ^{注2} は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 ^{注2} は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積 10ha以上（増設 10ha以上の増または土地の形状の変更）
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）

注1) 森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

上記のほかに複合開発事業を構成する事業があります。

複合開発事業とは、上の表の11から14に掲げている事業の種類の内いずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいいます。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となります。

滋賀県環境影響評価条例の手続きの流れ (H26.4~)

